

## 平成26年第2回横手市議会3月定例会会議録

---

### 議事日程（第7号）

平成26年3月19日（水曜日）午前11時20分開議

- 第 1 陳情26第3号 排水整備及び側溝整備について
- 第 2 陳情26第7号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正について
- 第 3 議案第13号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第14号 横手市営診療所設置条例及び横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第23号 横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町生きがい創作館）
- 第 7 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大雄地域福祉センター）
- 第 8 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市立県南愛児園「ドリームハウス」）
- 第 9 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市サンハイム）
- 第 10 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」）
- 第 11 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市十文字町健康福祉センター）
- 第 12 議案第45号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 13 議案第46号 平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 14 議案第47号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 15 議案第48号 平成25年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 議案第49号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 第 17 議案第50号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
- 第 18 議案第51号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 19 議案第57号 平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第 20 議案第64号 平成26年度横手市国民健康保険特別会計予算
- 第 21 議案第65号 平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 22 議案第66号 平成26年度横手市介護保険特別会計予算
- 第 23 議案第67号 平成26年度横手市介護サービス事業特別会計予算
- 第 24 議案第68号 平成26年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算

- 第 25 議案第69号 平成26年度横手市介護老人保健施設特別会計予算
- 第 26 議案第70号 平成26年度横手市指定通所介護事業特別会計予算
- 第 27 議案第71号 平成26年度横手市障害者支援施設特別会計予算
- 第 28 議案第85号 平成26年度横手市病院事業会計予算
- 第 29 陳情26第1号 手話言語法（仮称）制定について
- 第 30 議案第 4号 横手市農業災害復旧事業基金条例
- 第 31 議案第22号 横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 32 議案第24号 横手市大森温泉自動分譲施設設置条例を廃止する条例
- 第 33 議案第26号 権利の放棄について（市営住宅使用料）
- 第 34 議案第27号 権利の放棄について（市営住宅使用料）
- 第 35 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市増田堆肥処理センター・横手市大森堆肥センター）
- 第 36 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ふれあい交流センター）
- 第 37 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市総合技能センター）
- 第 38 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市顧客利便施設こうじ庵）
- 第 39 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市ふれあいセンター）
- 第 40 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市水稻育苗センター）
- 第 41 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（大森農産物食品加工体験施設・山内農林産物加工施設）
- 第 42 議案第42号 市道路線の廃止について
- 第 43 議案第43号 市道路線の認定について
- 第 44 議案第52号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）
- 第 45 議案第53号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 46 議案第54号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 47 議案第55号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 48 議案第58号 平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 49 議案第59号 平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 50 議案第60号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて
- 第 51 議案第61号 平成26年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 52 議案第62号 平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて
- 第 53 議案第72号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計予算
- 第 54 議案第73号 平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計予算

- 第 55 議案第74号 平成26年度横手市集落排水事業特別会計予算
- 第 56 議案第75号 平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算
- 第 57 議案第86号 平成26年度横手市水道事業会計予算
- 第 58 議案第87号 平成26年度横手市下水道事業会計予算
- 第 59 議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて（横手公園敷地内立木の氷塊落下による家屋損壊事故）
- 第 60 議案第92号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 61 議案第93号 平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 62 陳情26第4号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求めることについて
- 第 63 議案第 3号 横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例
- 第 64 議案第 5号 横手市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 第 65 議案第 6号 横手市いじめ対策委員会設置条例
- 第 66 議案第 7号 横手市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例
- 第 67 議案第 8号 横手市公告式条例の一部を改正する条例
- 第 68 議案第 9号 横手市行政組織条例の一部を改正する条例
- 第 69 議案第10号 横手市表彰条例の一部を改正する条例
- 第 70 議案第11号 横手市地域局設置条例の一部を改正する条例
- 第 71 議案第12号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 72 議案第15号 横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例及び横手市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 73 議案第16号 横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第 74 議案第17号 横手市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例
- 第 75 議案第18号 横手市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第 76 議案第19号 横手市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 77 議案第20号 横手市公民館設置条例の一部を改正する条例
- 第 78 議案第21号 横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第 79 議案第25号 工事請負契約の締結について（大森地区小学校統合事業 田根森小学校増築及び改修等工事）
- 第 80 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町中心部活性化施設）
- 第 81 議案第56号 平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第 82 議案第76号 平成26年度横手市横手町四町財産区特別会計予算
- 第 83 議案第77号 平成26年度横手市横手地域財産管理特別会計予算

- 第 84 議案第78号 平成26年度横手市前郷地区特別会計予算  
第 85 議案第79号 平成26年度横手市金沢中野財産区特別会計予算  
第 86 議案第80号 平成26年度横手市西成瀬財産区特別会計予算  
第 87 議案第81号 平成26年度横手市醍醐財産区特別会計予算  
第 88 議案第82号 平成26年度横手市里見財産区特別会計予算  
第 89 議案第83号 平成26年度横手市福地財産区特別会計予算  
第 90 議案第84号 平成26年度横手市館合財産区特別会計予算  
第 91 陳情26第2号 特定秘密保護法の廃止を求めることについて  
第 92 陳情26第6号 特定秘密保護法の廃止を求めることについて  
第 93 議案第44号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第10号）  
第 94 議案第89号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第11号）  
第 95 議案第91号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第12号）  
第 96 議案第63号 平成26年度横手市一般会計予算  
第 97 議会改革に関する事項について  
第 98 議会案第1号 横手市議会委員会条例の一部を改正する条例  
第 99 議会案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書  
第100 議会案第3号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書
- 

#### 本日の会議に付した案件

議事日程第7号に同じ

---

#### 出席議員（26名）

1 番	高橋 和樹	2 番	佐藤 徳雄
3 番	立身 万千子	4 番	斎藤 勇
5 番	小野 正伸	6 番	遠藤 忠裕
7 番	土田 百合子	8 番	寿松木 孝
9 番	播磨 博一	10番	青山 豊
11番	加藤 勝義	12番	奥山 豊和
13番	本間 利博	14番	菅原 正志
15番	土田 祐輝	16番	佐藤 清春
17番	佐藤 忠久	18番	塩田 勉
19番	佐々木 喜一	20番	佐藤 誠洋
21番	高橋 聖悟	22番	木村 清貴

23番 阿部正夫  
25番 菅原恵悦

24番 齋藤光司  
26番 佐々木 誠

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者（28名）

市長	高橋 大	副市長	佐藤 良吉
教育長	伊藤 孝俊	総務企画部長	浮嶋 伸
財務部長	石山 清和	市民生活部長	小丹 茂樹
健康福祉部長	柴田 恒宏	産業経済部長	遠藤 久志
建設部長	照井 康晴	上下水道部長	鈴木 弘志
教育総務部長	小川 良平	教育指導部長	佐藤 稔
消防長	伊藤 弘明	市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘
市立大森病院 事務局長	金澤 和彦	総務企画部次長 兼人事課長	皆川 規和
総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋 利宏	総務企画部長 総務課長	佐藤 亮
総務企画部 経営企画課長	渡部 幸伸	財務部財政課長	三浦 淳
横手地域局長	武田 浩一	増田地域局長	遠藤 晴美
平鹿地域局長	高橋 嘉	雄物川地域局長	杉山 哲
大森地域局長	高山 勇光	十文字地域局長	鈴木 淳悦
山内地域局長	照井 礼司	大雄地域局長	小松田 文夫

---

事務局職員出席者

局長	高橋 実	主 幹	村上 伸夫
総務担当主査	小田嶋 あけみ	議事調査担当主査	長瀬 肇
議事調査担当主査	松井 尊臣		

◎開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎委員会調査の継続の申し出について

○木村清貴 議長 日程第1、陳情26第3号排水整備及び側溝整備については、産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎委員会調査の継続の申し出について

○木村清貴 議長 日程第2、陳情26第7号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正については、総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎議案第13号～陳情26第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第3、議案第13号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例より日程第29、陳情26第1号手話言語法（仮称）制定についてまでの27件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（5番小野正伸議員）登壇】

○小野正伸 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案26件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第13号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、児童館を払い下げる場合、建物の修繕が前提となっているのかとの質疑に対し、当局より、今回で3件目になるが、老朽化している部分が多いため、ある程度修繕した上で払い下げるのが今までの例となっている。26年度に譲渡を予定している横手地域の大沢児童館も、同様の方向で現在協議を進めているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号横手市営診療所設置条例及び横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例では、えがおの丘診療所の利用者への周知についての質疑があり、当局より、毎月の利用者は3ないし5名であり全て常連の方々である。この方々には前もって廃止する予定である旨を話している。最終的には館内への張り紙等で周知することにしていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、今回の改正によって、病院経営に支障はないのかとの質疑に対し、当局より、基本的に現状の経営状態は変わらないが、会計制度の変更により、財務指標は見かけ上悪くなる。今回の改正によっても、今までの地方公営企業法上の処理と同じようにできるので、経営そのものに支障はないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町生きがい創作館）では、施設の今後のあり方について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について（横手市大雄地域福祉センター）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号公の施設の指定管理者の指定について（横手市立県南愛児園「ドリームハウス」）では、子どもたちの成長にしたがって個室が必要になると思う。大規模修繕の予定はないのかとの質疑があり、当局より、現在、部屋割りについて改修の予定はない。共同部屋については、プライバシーに配慮するため、工夫しながら個室的な配備をしているようである。なお、国の施策は少人数を養育する方針へとシフトしつつあるが、今の体制で分散させるのは難しい状況である。当面は現在の施設を維持したいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号公の施設の指定管理者の指定について（横手市サンハイム）では、今後の改修の見通しについての質疑があり、当局より、26年度は屋根の塗り替えを計画している。この種の施設は必要

な施設であり、また4月から県南の支援施設はサンハイムだけとなることから、市としては施設を維持していく必要があると考えている。現施設は老朽化が進んでおり、有利な補助事業を活用して大規模修繕を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」）、議案第36号公の施設の指定管理者の指定について（横手市十文字町健康福祉センター）、議案第45号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第46号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、介護認定審査会についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号平成25年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）では、ケアプランの作成に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、議案第50号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）及び議案第51号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第3号）までの3件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、給与費の減額理由と医師確保の見通しについての質疑に対し、当局より、横手病院では、昨年4月の時点で常勤医師が3名減っており、随時採用できるよう医師の給与費を留保していた。現在も見通しが立たないことから減額するものである。今年度は外科で1名減、呼吸器内科で2名減という状況だが、来年度は外科の常勤医師が1名増える見込みが立っている。呼吸器内科については、全県的にも専門医が少なく難航している。なお、消化器内科の後期研修医が2名来ていただけそうであり、常勤医師は増える見込みであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号平成26年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市民の負担軽減の具体策についての質疑に対し、当局より、第2期財政計画では、26年度まで法定外繰入をして国保税の引き上げを行わないことにしている。また、医療費の抑制につながる保健事業についても、KDB（国保データベースシステム）を活用した新たな取り組みの導入に向けて関係課と協議を進めているところであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いた



しました。

次に、議案第65号平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計予算では、広域連合に関する質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、この制度に対する怒りの声が全国に広がったことで、国は保険料9割軽減などの措置をとり、今は定着した形となっている。その中で、秋田県広域連合議会は、2014年度と2015年度の保険料率を据え置きにし、軽減対象も拡大することを決めた。国はそういった自治体を呼びつけて保険料率を引き上げさせようと圧力をかけたことも明らかになっている。制度自体には反対だが、国のいじめにも屈せず、県民のために力を尽くした広域連合議員並びに関係各位に敬意を表して賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号平成26年度横手市介護保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、以前、本会議で入所申請手続のワンストップサービスについて質問があった。それを受けてその後のような検討がなされたのかとの質疑に対し、当局より、制度上、入所を希望する施設に直接申請し、契約する形になっている。何件もの申請を行わないと入所に至らないという利用者の負担は感じているが、市としてワンストップ化は現在考えていないとの答弁がありました。

また、待機者の解消の見通しについての質疑に対し、当局より、昨年4月1日現在の待機者は337人であり、そのうち要介護3以上の方は258人である。慢性的な待機状態を解消するために、第5期介護保険計画では介護老人福祉施設118床の整備を計画し、26年度には全ての施設が開所となる。加えて、市内には有料老人ホームや介護つきの高齢者向けの住宅なども整備されてきており、こういう施設にも待機者が入所の方向にある。このような現状を見ると相当数の待機者が解消されるだろうと判断しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号平成26年度横手市介護サービス事業特別会計予算では、包括支援センターのあり方について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号平成26年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算では、譲渡に向けた事務の進みぐあいについての質疑に対し、当局より、4月1日に譲渡するための各種手続がほぼ終了し、契約書の取り交わしを残すだけとなっている。各法人では、理事会等の審議が進み、全て受入態勢が整いつつある。4月1日には財産の譲与契約、施設の運営契約、土地の賃貸借契約の3つを結ぶ予定である。今後、施設運営についても市が法人とかかわりを持つような契約条項となるが、現状のサービスを継続できるよう最後の詰めを行っている状況であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号平成26年度横手市介護老人保健施設特別会計予算では、通所リハビリテーションに

ついでに質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号平成26年度横手市指定通所介護事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理や譲渡などの方向性は検討しているのかとの質疑に対し、当局より、全県的に見ると、自治体が運営する障害者施設は大和更生園と雄勝の1施設だけであり、それ以外は法人が運営している状況である。今後その辺が検討課題になろうかと思うが、現在のところ今後の方向性について明確な方針は打ち出していない。直営で大規模修繕を行った経緯もあるので、当面は直営であるが、今後の運営について検討が必要と思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号平成26年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、横手病院における院内保育所の検討状況についての質疑に対し、当局より、病院にとって院内保育所は必要な施設であるという認識で検討を行っているが、スペース的な問題がある。今現在、建築面積が建蔽率の限度近くまで達している状態なので、敷地内への増設は不可能な状況である。敷地外への設置を考えなければならないが、まだ具体的な方針は固まっていないとの答弁がありました。

また、26年度診療報酬改定が今回の予算にどう反映されているのかとの質疑に対し、当局より、診療報酬の改定率が決まったのは12月末で、さらに具体的な項目が出てきたのは2月中旬になってからである。このようなことから、今回の予算は平均的な単価をもとに積算している。今になって改定の内容がはっきりしてきたが、報酬単価の高い病床を削減することが盛り込まれており、7対1看護の要件がきつくなっていくという見込みがある。こういう意味では、非常に厳しい状況になるだろうと予想しているとの答弁がありました。

また、人間ドックや健診の体制をさらに充実してほしいが、大森病院ではこれ以上の大幅な受け入れは厳しい状況にあるようだ。横手病院で充実に向けた検討はしているのかとの質疑に対し、当局より、横手病院の健診センターの実績は、毎年少しずつ増えている状況である。宿泊ドックについては、日程上は週にもう2人を受け入れできる余裕があるので、拡大したいという考えは持っているが、診察や検査を行う医師やスタッフが追いつかない状況にある。ただ、健診は非常に重要であり、ニーズもあるので、院内で調整を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、会計制度が見直しされることで、帳簿上であっても大きく左右されることがわかった。民間の経営にどんどん近づかせようとする国の施策のもとで、公立の2つの病院はスタッフ不足の問題を抱えながらも、正規・非正規を含めて職員全員の献身的な努力で市民の健康を支えてくれている。職員の皆さんの健康管理を十分に行うこと、また、市民の満足度を高めるために組織が一丸となって頑張っていくことを望んで賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情26第1号手話言語法（仮称）制定については、特段の意見はなく、討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、障害を持つ人々の権利に関する国連の条約や、改正障害者基本法において、言語として位置づけられた手話を使いやすい環境にしていくことは、長い間、聾学校の中でも手話の使用を禁じられてきた歴史を払拭すべき、国民・市民の責務であろうと思う。言語は文化であって、生活の基本となるものであり、市民が手話の理解の広がりを実感できる国にしていくことが重要であることから、陳情の願意は妥当であり採択すべきであるとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第64号平成26年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第65号平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第85号平成26年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件及び陳情を除く23件について採決いたします。

23件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、23件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情26第1号手話言語法（仮称）制定についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、陳情26第1号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

午前11時47分 休憩

---

午後1時09分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第4号～陳情26第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第30、議案第4号横手市農業災害復旧事業基金条例より日程第62、陳情26第4号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求めることについてまでの33件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（24番齋藤光司議員）登壇】

○齋藤光司 産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告。

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案32件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第4号横手市農業災害復旧事業基金条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、1億円の基金ということだが、立て続けに災害が発生して基金が底をついてしまった場合など、基金のあり方をどのように考えているかとの質疑に対し、当局より、過去5年間に市が支出をした農業被害に関する支援は最大で2,000万円ほどであり、その際には国や県の補助を受けての支援になっている。市単独で億を超える支援ということは考えにくく、当面は1億円の基金とするが、状況に応じて検討を重ねていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定をい

たしました。

次に、議案第22号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例については、新会計制度において資本金を維持する仕組みについて質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号横手市大森温泉自動分譲施設設置条例を廃止する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号権利の放棄について（市営住宅使用料）、主な質疑と答弁を申し上げますと、市営住宅の入居者に滞納が生じた場合はどのように対応をしているのか。マニュアルを作成してきっちりと対応しなければ、また同じような案件が出てくるのではないかとの質疑に対して、当局より、滞納が発生した場合、1カ月経過をした段階で督促状を送付している。それでも納付がない場合は、3カ月経過をした段階で連帯保証人に連絡して支払いを催促している。合併時にも滞納処理についての要領はあったが、具体的な業務上のマニュアルを整備していなかったために対応がおくれていたが、昨年度には滞納者との法的措置を含めたやりとりをする仕組みが整った。今後、順番に手続を進めて、しっかりと対応をしていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第27号権利の放棄について（市営住宅使用料）及び第28号公の施設の指定管理者の指定について（横手市増田堆肥処理センター・横手市大森堆肥センター）の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第30号公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ふれあい交流センター）では、駅との関係も含めて、相手方と運営のあり方や事業についてよく意見交換を行ってほしいとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第37号公の施設の指定管理者の指定について（横手市総合技能センター）及び議案第38号公の施設の指定管理者の指定について（横手市顧客利便施設こうじ庵）では、除排雪経費などについての質疑がありました。

議案2件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第39号公の施設の指定管理者の指定について（横手市ふれあいセンター）では、今後、フロアの貸し出しを再開するとなれば、Y<sup>2</sup>（わいわい）ぷらざとの関係などで、これまでとは使われ方が違う状況になってくると思われるが、指定管理料も以前の料金に戻しただけであり、安易な提案だと思われるとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第40号公の施設の指定管理者の指定について（横手市水稻育苗センター）、議案第41号公の施設の指定管理者の指定について（大森農産物食品加工体験施設・山内農林産物加工施設）、議案第

42号市道路線の廃止について及び議案第43号市道路線の認定についてまでの4件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第52号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）では、消費税増税への対応状況についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）については、三枚橋地区の工事の進捗状況や今後の予定についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第55号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第58号平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、水道料金の徴収業務を委託したことによるメリットはあらわれてきているか。また、業務委託に関して市民からの苦情等はないかとの質疑に対し、当局より、業務委託を行ったことによるメリットとして、水道庁舎1階に水道お客様センターを開設し、水曜日が午後8時まで、そして土日も営業をしていることや、コンビニで料金を納めることができるようになったことなど、市民が利用しやすくなり、収納率も上がったことが挙げられる。また、料金を納めてもらえない方への給水停止も、委託前にはすぐに対応できる職員がいなかったが、現在では毎月のように注意勧告をしながら、説明を十分に行った上で措置をしているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第59号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）については、不明水の率などについて質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第60号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて、主な質疑と答弁を申し上げますと、第三セクターの温泉施設経営は、なかなか利益を上げていくのが厳しいが、その債務を市が負担していることについてはどういう認識を持っているのかとの質疑に対し、当局より、各法人に対しては、税金を投入していることの意味を深く捉えていただき、経営が思わしくないとすれば真剣に収益拡大や経費圧縮に取り組んでもらう方策を検討しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第61号平成26年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第62号平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについては、対象となる事業についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第72号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、温泉施設を直営で持っていることのメリットが見えてこない。直営施設に市の一般財源を繰り出すのであれば、例えば健康福祉を目的とするなどの明確な位置づけがあるはずではないかとの質疑に対し、当局より、温泉施設の建設に際して大きな補助金を活用しているものについては、その補助制度上の目的があるため、減価償却が終わらないうちはその制限を外すことはできない。ただ、地域住民から望まれて建てられた施設なので、今後も有効活用できるように、お客様の意見を踏まえながら検討していくとの答弁がありました。

このほか、これまでのように、経費節減に重点を置いて運営するというのも大切で必要なことではあるが、第三セクターの施設と違い、直営施設は市の方針を直接下していくことができる。例えば低価格で地域の人にたくさん利用をしてもらう施設や、少々高くても1日かけてゆっくりと利用できる施設など、施設ごとに異なるコンセプトを持つべきではないか。とにかく経費を節減して何とか施設を維持しようと、同じ切り口で多くの施設を抱えているから経営に難儀をしているのではないかとの意見がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第73号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計予算については、横手駅西口エリアの開発構想について質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第74号平成26年度横手市集落排水事業特別会計予算について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第75号平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市設置型をやめ、個人設置型に統一したことの影響や浄化槽管理のあり方についての質疑に対し、当局より、個人設置型への統一に当たっては、浄化槽の適正な管理が一番の焦点だった。補助を受けて浄化槽を設置した方の法定検査受検状況を調査した結果、受検率は高いようだが、今後は市としても浄化槽台帳の整備も含め、浄化槽の適切な維持管理に努めていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第86号平成26年度横手市水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、水道事業の将来的な見直しについての質疑に対し、当局より、将来的な事業の見直しは、上下水道部内で検討をしている。給水人口が減少することから、平成30年ごろになると現在の事業を継続していくことが厳しくなり、赤字額が増えてくる可能性がある。今回の会計制度見直しを機に、住民にわかりや

すく説明を行い、将来的に水道事業維持のために料金改定を行うのか、あるいは料金改定をせずに税金を投入していくのか、さらには事業を縮小していくのかといった議論を幅広くしていかなければならないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第87号平成26年度横手市下水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、高齢者世帯や空き家の増加により、下水道が通ってもつながらないという場合が今以上に増える可能性があるが、下水道整備に際しての目安はどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、下水道は認可区域になると整備をして、加入していただくことが基本となる。法律では加入をすることが前提となっているが、実際には経済的なことや後継者の問題等でなかなかつなぐことができないこともあるとの答弁がありました。

また、下水道についてもこれからは将来人口を考慮しなければならない。効率的整備計画策定業務で人口減を反映した計画を立てていくのかとの質疑に対し、当局より、具体的には下水道ビジョンの策定を行いたいと考えている。人口減を見越して、将来にわたって持続可能な経営ができる下水道とするために、今後、下水道整備エリアの見直しを図っていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に議案第90号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて（横手公園敷地内立木の氷塊落下による家屋損壊事故）、主な質疑と答弁を申し上げますと、横手公園は規模が大きい公園であり、地域局で対応できる状況にあるのかとの質疑に対し、当局より、森林組合や伐採業者に委託したりして対処をしている。ただ、急傾斜地であり、重機が入っていけず、人力での伐採が非常に困難な場所もある。一部民地などもあるために、ケース・バイ・ケースで対応をしていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第92号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第93号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）については、下水管の耐震化率などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、陳情26第4号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求めることについては、現在、政府もベースアップを奨励している。秋田県は最低賃金が全国の中でも低く、消費税増税などもある中で、働く人の賃金が上がれば、地域経済にもよい影響を与えるため、願意妥当とすべきであるとの意見がありました。



本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により願意を妥当と認め、採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第4号横手市農業災害復旧事業基金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第72号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第73号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第74号平成26年度横手市集落排水事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第75号平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第86号平成26年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第87号平成26年度横手市下水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております7件及び陳情を除く25件について採決いたします。

25件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、25件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情26第4号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、陳情26第4号は採択することに決定いたしました。

---

◎議案第3号～陳情26第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第63、議案第3号横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例より日程第92、陳情26第6号特定秘密保護法の廃止を求めることについてまでの30件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（15番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案28件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第3号横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、退職すべき期日の繰り下げとはどのような場合が考えられるかとの質疑に対し、当局より、例えば大きなプロジェクトを主に担当している職員が退職する場合で、そのプロジェクトが延期になってしまう場合などが想定されるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号横手市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号横手市いじめ対策委員会設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、いじめ対策委員会は重大事態が発生した場合に設置されるものと思われるが、あらかじめ設置しておくことの理由は何かとの質疑に対し、当局より、重大事態が発生してから組織をつくるとなれば、対応がおくることが予想される。また、本来の目的は重大事態の調査だが、必要に応じていじめ対策に取り組むことも目的としているとの答弁がありました。

また、重大事態とはどのようなものを指すのかとの質疑に対し、当局より、命、身体に被害が生じたと判断された場合や疑いがある場合、また、30日以上欠席をする原因がいじめによると学校が判断した場合であるとの答弁がありました。

また、守秘義務に対する罰則規定についての質疑に対し、当局より、罰則規定の明記はないが、情報などが漏れることのないよう万全を期していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号横手市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号横手市公告式条例の一部を改正する条例及び議案第11号横手市地域局設置条例の一部を改正する条例の3件については、関連する議案であることから一括議題として審議いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、市

長室を横手庁舎に移すことのメリットについての質疑に対し、当局より、市長はできるだけ市民と顔を合わせ、市民の声を拾いたいと言っている。横手庁舎に移ることで、市民に会う機会は現在よりも格段に増える。あわせて総務企画部、財務部も移ることで、市民からの苦情や提案などが市長及び関連部局にストレートに伝わり、協議や対応がすぐに可能となる。結果として意思決定が非常に早くなることが考えられるとの答弁がありました。

また、市民と接する機会を重視するのであれば、市長みずからが各地域局に出向くということは考えなかったかとの質疑に対し、当局より、8地域局を定期的に回るということはなかなか難しいが、地域に出向いて市民や職員の声を拾うということは大切なことだと市長からも話がある。いただいた内容については、その意図するところを十分に市長に伝えたいとの答弁がありました。

また、本庁と横手地域局の機能合体は検討されなかったかとの質疑に対し、当局より、本庁が集約されたときから議論されていた。今回も検討したが、激変緩和が必要と判断し、もう少し時間をかけて協議することとして今回は見送った。しかし、業務の効率化という面から必然的に今後検討しなければならないものと考えているとの答弁がありました。

また、南庁舎における横手地域局の業務についての質疑に対し、当局より、身近な問題について相談や解決ができるよう、特に建設部門は担当を残すことで進めている。また、今回の移動をきっかけに、南庁舎でも簡単な証明書を発行できるようにするなど、市民に不便をかけない業務体制を考えているとの答弁がありました。

また、横手庁舎の冬期の駐車場管理については排雪に力を入れるべきと考えるが、どのように対応しようと考えているかとの質疑に対し、当局より、排雪を効率的、効果的に行わなければならないということは認識しており、費用も含めて体制を整備していきたい。また、来年度からは南庁舎での申告相談を考えており、横手庁舎周辺の方々に対してはシャトルバスなどの対応を行いたいと考えているとの答弁がありました。

議案3件について討論はなく、起立採決の結果、議案第7号及び議案第8号は出席者起立全員により、また、議案第11号は起立多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号横手市行政組織条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、商工観光部の事務分掌に企業誘致が挙げられていない。企業誘致は横手市の大きな政策の一つであり、事務分掌に明記し、しっかりと取り組む姿勢を示すべきではないかとの質疑に対し、当局より、事務分掌については全てを網羅するものではなく、大きなものを挙げている。企業誘致は工業振興の一つと考えてきたのが実情であり、詳細は規則の中で定義されることになるとの答弁がありました。

また、係長制導入の趣旨についての質疑に対し、当局より、これまでチーム制でやってきたが、責任の所在が曖昧になっている場合もあることなどから、職責をはっきりさせるため導入することとしたとの答弁がありました。

また、係長制の導入は縦割りの弊害を来さないかとの質疑に対し、当局より、それぞれ一係とか一課

を超えて取り組んでいくことがこれから求められる職員像だと思っている。縦割りの弊害をなくすキーマンは管理職であり、しっかりと意識づけして、課題に迅速に対応する組織にしていきたいとの答弁がありました。

このほか、各課の配置場所について質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号横手市表彰条例の一部を改正する条例について、新たに教育総務部長を加えたことについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例及び横手市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第16号横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例及び議案第17号横手市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例の4件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号横手市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、委員の選任や活動のあり方についての意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号横手市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号横手市公民館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、営利を目的とした使用に関する条項は必要ないかとの質疑に対し、当局より、公民館は営利を目的とした使用には貸し出しをしていないので、そのような定めは設けていないとの答弁がありました。

このほか、公民館と生涯学習センターの機能についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例について、図書の貸し出しや返却の方法についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号工事請負契約の締結について（大雄地区小学校統合事業 田根森小学校増築及び改修等工事）、主な質疑と答弁を申し上げますと、これまでの例では、建築本体外工事のほかに機械設備工事などの議案が同時に上程されていたが、今回、一つの議案になっているのはなぜかとの質疑に対し、当局より、契約金額の割合は、建築が78%、電気が6%、機械が4%、そのほかは土木工事となっている。今回の工事は建築の割合が非常に大きいことと、田根森小学校を運営しながらの工事であることから、各工程の調整を確実なものにするよう1本の契約としたためであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町中心部活性化施設）、主な質疑と答弁を申し上げますと、施設の利用状況についての質疑に対し、当局より、平成24年度の実績で58日間、1,152名の利用があった。しかし、そのうち38日間を2団体が占めており、利用者増に対する課題と考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号平成26年度横手市横手町四町財産区特別会計予算から、議案第84号平成26年度横手市館合財産区特別会計予算までの9件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情26第2号特定秘密保護法の廃止を求めることについて及び陳情26第6号特定秘密保護法の廃止を求めることについて、特段の意見はありませんでした。

陳情2件について、討論はなく、起立採決の結果、いずれも起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

4番斎藤勇議員。

【4番（斎藤勇議員）登壇】

○4番（斎藤勇議員） 私から、ただいま上程されました秘密保護法の廃止を求める陳情について、賛成の立場から討論をいたします。

事態が進むにつれて、まさに何が秘密かが秘密、この法案の本質でもあります。私たちが経験しましたように、あのすさまじい福島原発の事故の放射能汚染のこの危険性、今度の法案ではその原発に関する情報も特定秘密とされ、こんな事態も今秘密保護法で起こり得ると言われております。それは、一つは、テロリズムの防止という口実で、原発施設の配置、あるいは原子力規制委員会、あるいは規制庁が持つそういった情報は特定秘密の対象になる。ご承知のように、いまだに続く高濃度の汚染水漏れで、これがどこで漏れたかが、その場所が特定されるという理由で隠されるおそれがあります。そして、この法案作成を担当した内閣情報調査室もそうなり得ると認めております。また、あの16時間もメルトダウンを起こしていた事実を2カ月も経過してから公表しております。また、同時に、放射能の拡散を予想する、すばらしいSPEEDIという機械でありましたが、これが持つデータを米軍に提供する一方

で、福島県民を初め国民にはすぐには公表しませんでした。そのことで、つまり被曝が広がったわけがあります。ただでさえ情報が隠されているのに、国民にとってこのような重要情報の出ないことに、憤りを超えて本当に啞然とするものであります。

原発一つとってもこういった事態であります。まして、我々の密接に関係するいわゆる秘密交渉と言われるTPPや、今、盛んに議論のある集团的自衛権、ひいては我々日常における、例えば防災上の情報共有なども秘密保護法違反のおそれ大であると言われております。私たち、安全・安心の市民生活、地域づくりを目指す自治体にとっても重大であります。

今申し上げましたことを前提にして、秘密を指定され、それを担う、扱う公務員、あるいは自衛隊に装備品を納入する会社の従業員の本人はもとより、家族、友人、そうした情報の漏えいのおそれがないか、そういうことで、適性評価という名目で徹底した身辺の調査がされるといいます。その中身は、基本事項だけではなくて、例えば外国への渡航歴、あるいは精神疾患、飲酒、信用情報や経済情報など、全く人権侵害そのものではないでしょうか。あの記憶に新しい原発の風評被害に翻弄されながら、生産者も消費者も測定器を買って、そして生活を守るために必死になりましたが、やっぱりちまたでは、福島の農家のように、程度の差はあっても原発さえなければと、そういう、ちまたでは声が沸騰していました。こういうところまで、秘密保護法が及ぶのだと思われまます。

今後ますます情報社会が進展する中で、私たち国民の目、耳、口をいわば塞ぎ、言論、出版、そして取材等の自由と、民主主義に真逆のこの秘密保護法は成立後も反対5割、そして慎重審議80%を求める共同通信社等の世論調査が出ております。そしてその後も、内容がわかり次第、運動も広がっております。本当に知る権利が危ぶまれております。大体、本当に何の理由、容疑も示されないまま捜査をされたり捕まえられる、こういう代物で、到底認めることはできないということでありまして、よって、本陳情は願意妥当で採択すべきものであります。

どうぞ議員各位のご賛同を得たく、賛成の討論といたします。よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 私もこの陳情に賛成の立場で討論します。

同じ会派でどうして2人というふうに思われるかもしれませんが、それだけこの法律は大変な重みがあるということを訴えたいと思います。

これは既に、昨年12月に成立してしまいました。この特定秘密保護法というのは、我が国及び国民の安全の確保のための法律だと政府は言っています。しかし、成立してしまっても、連日さまざまな分野の人々が反対の声を高めているという異例さが、この特徴の、この法律の問題点を3つ挙げられると思っています。

1つは、特定秘密の範囲を、先ほど言われたように、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズム

の防止に関する情報を挙げていますが、その情報、秘密の範囲が曖昧なことと秘密を指定するのが行政機関の長だということです。2つ目に、この法律が懲役10年以下の重罰で取り締まろうとしているのは、限られた公務員の秘密漏えい行為のみならず、広く国民の日常生活だということであり、3つ目には、国会議員の活動も大きく制限し、国権の最高機関である国会よりも秘密を指定した政府の力が上になることです。公務員やジャーナリストだけではなくて、例えば野鳥を観察して自衛隊の演習に出会って、つい気軽にブログで知らせたり、原子力発電所の調査に出かけて、施設が望める小高い丘から写真を撮ってツイッターでつぶやいたら処罰されたなどがこの法律で起こります。戦前の広島県で、公園の中で酒盛りを開いているその仲間を写真撮影した料理人が検挙されました。許可を得ずして水陸の形状を撮影したことが軍機保護法に違反したということだったんです。このように、特定秘密保護法によって、国民の知る権利や報道の自由が奪われてしまうことは明らかです。

「真実を求め どこまでも ひとすじの道 とともに進まん」、横手南中学校の校歌の一節にあるように、平和に暮らせる日本を、将来を担う子どもたちに引き継いでいくために、私たち大人は、既に成立してしまっている、秘密保護法をぜひ廃止していく責任があると思います。したがって、この陳情の願意を妥当と認め、賛成討論とします。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第3号横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第5号横手市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第6号横手市いじめ対策委員会設置条例を起立により採決いたします。



本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第7号横手市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案については地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 お座りください。

出席議員は26人であり、その3分の2は18人であります。

ただいまの起立者は議長を含め21人であり、所定数以上であります。したがって、議案第7号は可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第8号横手市公告式条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第11号横手市地域局設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております6件及び陳情を除く22件について採決いたします。

22件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、22件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情26第2号特定秘密保護法の廃止を求めることについてを起

立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情26第6号特定秘密保護法の廃止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第6号は不採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第44号～議案第91号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第93、議案第44号平成25年度横手市一般会計補正予算（第10号）から日程第95、議案第91号平成25年度横手市一般会計補正予算（第12号）までの3件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第44号及び議案第89号の審査については、2月25日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

また、議案第91号の審査については、3月7日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置している総務文教分科会、産業建設分科会の2つの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は、3月11日及び12日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、全て原案のとおり可決すべきものであります。

議案3件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、議案第44号及び議案第89号は起立多数により、また、議案第91号については起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第44号平成25年度横手市一般会計補正予算（第10号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第89号平成25年度横手市一般会計補正予算（第11号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成25年度横手市一般会計補正予算（第12号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第96、議案第63号平成26年度横手市一般会計予算を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第63号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第63号の審査については、2月25日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は、3月11日及び12日に行われました。先ほど開催した一般会計予

算特別委員会における各分科会長の報告は、全て原案のとおり可決すべきものであります。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 私は、平成26年度横手市一般会計予算案に反対の立場で討論します。

これは合併以来最高額の大型予算案ですが、既に計画を推進している学校統合、クリーンプラザ横手などの建設を進める今年度は、妥当なものであらうと考えます。しかし、4月からの消費税増税によって、地方消費税交付金が横手市の財政を潤すことにはならず、この1年は市民にとって、また、市当局にとっても、施設の燃料費や資材の高騰などにより相当厳しい財政運営が予想されます。

そのような国の大きな壁が例年以上に市民の前に立ちはだかるもとの、教育分野などにおいて一定の努力が見られることは評価に値すると思います。けれども、市長は、庁内各部署間の連携を強めると述べておられるにもかかわらず、むしろ逆行していくのではないかと懸念せざるを得ません。

特に今年度は、国の場当たりの施策により、消費税増税の穴埋めとして非課税世帯に臨時福祉給付金等が支給され、事務事業の煩雑化による経費の増大化が懸念されることに加えて、年度末の確定申告をする必要なしと市民に伝えた財務部門によって、非課税世帯となるべき市民が受給権利を行使できないという例が多数発生するおそれがあり、地方自治の本旨である住民の福利向上を妨げることにつながりかねません。そして、農業を基盤とする施策を講じることは了としても、農林部を新設することは従来の産業経済部を分断することにはならないか、それこそ連携とは逆方向に進むのではないかと懸念するものです。市長は、6次産業を振興させ、横手ブランドを普及させることに力を入れる方針を出されましたが、これまで培ってきた重点振興作物の継続と拡大を目指してこそ、野菜等のブランド化が実現できるものと私は考えます。

このように、農業を初め、平成27年度に国が施行する予定の介護保険制度や子育て支援制度等を前にした平成26年度予算には、ぜひ横手市独自の施策が必要であって、今後の補正予算に期待しつつ当初予算案に反対するものです。

以上です。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます

ただいまから議案第63号平成26年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議会改革に関する事項についての委員長報告、質疑

○木村清貴 議長 日程第97、議会改革に関する事項についてを議題といたします。

議会改革に関する特別委員長の報告を求めます。議会改革に関する特別委員長。

【議会改革に関する特別委員長（9番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 議会改革に関する特別委員長 議会改革に関する特別委員会の中間報告を行います。

議会改革に関する特別委員会に付託されました調査案件について、横手市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき中間報告いたします。

昨年12月定例会において、「議会広報委員会のあり方」「議会報告会のあり方」「議会基本条例の運用確認」など、議会改革に関することを調査案件として議会改革に関する特別委員会が設置されて以来、これまで正副委員長を互選する委員会を含め、8回の委員会を開催し、調査・検討を重ねてまいりました。

調査に当たり、冒頭、議長から、調査案件に関連して、議会基本条例における第5条「情報共有と市民意見の把握」、第6条「議会報告会」及び第7条「議会広報活動の充実」の検証に加え、第19条「継続的な検証」については早急に検討してほしい旨の要請がありました。また、「議会報告会のあり方」についても、当委員会で運営方法の検討から開催まで担当してほしいとの意向が示され、検討を進めてきたところであります。

「議会広報委員会のあり方」につきましても、議会だよりの編集だけではなく、他の手法による情報発信も含め改選前の議会から引き継いだ課題であり、特別委員会化や常任委員会化などについても検討することとしておりますが、現時点では着手しておりません。

したがって、今回は「議会基本条例第19条」及び「議会報告会のあり方」について、検討した経過を報告いたします。

1、議会基本条例について。

地方自治法第109条第3項において、議会運営委員会の任務が定められています。加えて、横手市議会基本条例第19条第1項では、「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証、検討するものとする」と定められていることから、条例の達成度の検証を議会運営委員

会が担うことは適切かということが議論の中心となりました。

当特別委員会としましては、議会運営委員会は議会全体のスケジュール等を調整する場であり、議会運営委員会とは別に常設の協議機関を設置して検証を行うべきであるとの意見集約がなされたところであります。また、検証の場を議会運営委員会以外の機関に求める場合、その機関は要綱や会議規則などに基づいて設置されるべきであり、議会基本条例の改正とあわせて関係する例規の改正や整備も必要であると考えています。そして、その任務は、議会基本条例の達成度の検証のほか、議会の改革・改善に向けた協議・提言を行うこととし、任期は常任委員会等と同じく2年、定数は当特別委員会と同程度が適当との意見であります。

## 2、議会報告会について。

議会基本条例が制定されて以来、これまで2回、議会報告会を開催しました。8地域を巡回しましたが、いずれも参加者の合計は100名程度と低調でした。議員が市民のもとへ直接出向き、議会を身近に感じてもらい、また、市民の生の声を議会への提案と捉え、議論し、市政に反映させたいとの考えに基づいて行っているところですが、まだまだ課題も多く、試行錯誤の状態と言えます。

検討した内容ですが、まず、開催方法について、地区会議や地域の自治会等との共催を中心に、小学校区単位での開催など、これまでの8地域局単位からもっと細やかに地域に出向くことにより、多くの市民に参加していただけるものと考えています。地域の団体等との共催は、それぞれが抱える課題を把握することができるというメリットもあります。しかし、単に多くの要望が出されるだけとなれば、開催の目的からかけ離れてしまうことから、進め方についても今後検討することとしています。

また、市民側からの要請に応じて開催することも検討しています。テーマを設け市民グループと議員が懇談することも、生の声を聞くよい機会です。時期を特定しないフットワークの軽さを意識した取り組みであり、情報共有と市民意見の把握が図られるものと期待されます。

報告のあり方については、審議の経過説明が重要です。結果だけを報告しても議会審議の緊張感は伝わりません。また、その説明は議会側からの一方的な報告に終始するのではなく、市民からの質疑も受けながら議論することで、議会報告会の意義はさらに深まります。

これらの意見を踏まえ、さらに検討を重ね、議会報告会は6月定例会以降の開催を目指すこととしています。

地方分権の進展により、議会の果たすべき役割はますます大きくなっています。この役割をきちんと果たすことで議会は活性化します。議会改革というと、何か新しいことをやるように考えがちですが、議会制度の原則を確認し、実行することこそ基本であり、議会改革の流れの中で、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会の役割を果たすため、自分たちのできるところから取り組めるよう引き続き検討してまいります。

以上で中間報告を終わります。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで議会改革に関する特別委員長の報告を終了いたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

---

午後 3時19分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議会案第1号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第98、議会案第1号横手市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第1号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第1号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会案第2号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第99、議会案第2号「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第2号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議会案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第100、議会案第3号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。24番齋藤光司議員。

【24番（齋藤光司議員）登壇】

○24番（齋藤光司議員） 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書案の提案理由を申し上げます。

新たな成長戦略として政府が掲げる日本再興戦略では、日本経済の再生に向けて、いわゆる再生の10年を通じ、名目GDP3%、実質2%の経済成長の実現を目指すこととしております。日本経済を安定的に成長軌道に乗せるためには、中小零細企業の成長が必要不可欠であります。我が国の中小企業は零細規模のものが多く、その経営は下請的、家内労働的な性格を有するものが大方を占め、その労働条件は劣悪なものが決して少なくありません。

賃金は労働条件の基本であります。現在の我が国の経済状況を鑑みれば、業種や職種、それぞれの地域の実態に応じた最低賃金の格差はやむなしとの声の一部で上がっていることは承知をしておりますが、我が国においては地域間の最低賃金を見てもわかるとおり、都市部と地方の間に著しい格差が存在をしている現実があり、このために我が秋田県、我が横手市が青年の県外流出を促しているという側面も払



い切れないと思えるのであります。

4月から消費税率3%の上昇は、消費者にとってみれば実質的な物価の上昇であります。それを上回る賃金上昇につなげることで、購買意欲の向上、消費の拡大を実現し、所得と支出、生産の好循環を形成し、さらには中小零細企業への支援に十分な配慮をすることは、労働力の質的な向上につながるだけでなく、企業間の公正競争を確保し、ひいては国民経済の健全な発展、国民生活の維持向上にも寄与するところが大きいものと考えます。

以上の理由から、本意見書案は願意妥当と考え、地方自治法第99条の規定に基づき、提出しようとするものであります。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○木村清貴 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○木村清貴 議長 これで平成26年第2回横手市議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時28分 閉会

